

# 山梨県公報

第二千五百七十五号  
平成二十八年  
一月二十五日  
月曜日

河川の名称 富士川水系 上手川

山梨県告示第二十三号  
次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年一月二十五日

## 目次

### 告示

- 林業労働力確保支援センターの指定……………一九
- 廃川敷地等……………一九

### 公

- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………一九
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定……………三〇
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………三一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………三一
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………三一

### 公告

●生活保護法に基づく指定医療機関の指定  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後藤斎

## 告示

### 山梨県告示第二十二号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十一条第一項の規定により、一般社団法人山梨県森林協会を林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後藤斎

一 林業労働力確保支援センターとして指定された法人の名称

一般社団法人山梨県森林協会

二 住所

甲府市武田一丁目二番五号

三 事務所の所在地

甲府市武田一丁目二番五号

四 指定の効力が発生する日

平成二十八年四月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団やすだデンタルクリニック	甲府市大里町五千二百八十三番地	平成二十六年十月三日
ケアビス訪問看護りハビリステーション	甲府市湯村一丁目九番二十四号コ	平成二十六年十一月一日
さいとう歯科クリニック	甲府市湯村百三	平成二十六年十一月一日
アイリス調剤薬局三ヶ所店	南アルプス市沢登八百六十三番地	平成二十六年十一月二十六日
アイン薬局南アルプス店	山梨県三ヶ所千百四十番地	平成二十六年十一月一日

中川薬局石和店	笛吹市石和町八田三百三十番地十	八	笛吹市西八幡千二百五十九番地一	甲斐市砂田町千百五十九番地四	平成二十六年十二月三日	平成二十六年十一月十五日	平成二十六年十二月三日	同
マリイ薬局			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
柴垣皮フ科医院			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
たわら内科クリニック			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
有限会社フロイント塩			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
部薬局			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
加納岩調剤薬局			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
小田原歯科医院			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市西八幡千百九十一番地	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
ときわ調剤センター			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
ひまわり薬局			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
甲斐竜王薬局			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
甲斐市富士見店	甲斐市富士見一丁目六番十三号	九	甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
調剤薬局ツルハドラツ			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
グ甲斐富士見店			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
医療法人雙寿会ことぶき診療所	富士吉田市上暮地五丁目八番十六		甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
号			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同
平成二十七年二月六日			甲斐市砂田町千百五十九番地十	甲斐市砂田町千百五十九番地十	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日	同

- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船山整骨院	富士吉田市竜ヶ丘三丁目四番十五号	平成二十六年四月一日
梅澤治療院	甲府市下鍛冶屋町三十五番地十五	平成二十六年五月一日
春日居鍼灸整骨院	笛吹市春日居町桑戸六百六番地七	平成二十六年五月十六日
リバーサイド整骨院	中央市山之神千五百二十九番地八	同
太陽接骨院	笛吹市石和町井戸九十八番地	平成二十六年七月一日
あやめ鍼灸院大月支所	大月市大月町真木三千九百八番地	平成二十六年七月八日
くぼた整骨院	甲府市上今井町千三百五十番地	平成二十六年八月十一日
梨の木接骨院	南都留郡富士河口湖町船津四千九百四十二番地	平成二十六年八月十一日
在宅ケアー日野春	中央市下三条八百六十四番地五 一 レ 渡辺 A号室	平成二十六年十一月一日
充接骨院	富士吉田市上吉田五千五百四十一 番地三一一階	平成二十六年十一月十 八日
さいとう鍼灸整骨院	甲府市富竹一丁目十一番二十三 三号	平成二十七年二月四日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後藤 藤斎

名 称	所 在 地	名称	変更事項
変更前 コスマ歯科・矯正歯科医院	笛吹市一宮町竹原田千三百三十三番地	笛吹市石和町八田三百三十番地十八	
変更後 医療法人社団 COSMO・ コスマ歯科・矯正歯科医院			
あすみ歯科・矯正歯科クリニック		アイセイ薬局石和店	
変更前 富士吉田市大明見二百六十四番地		惠信クリニック	
変更後 富士吉田市大明見一丁目二番一号		内田歯科医院	
守山薬局		中央医院	
変更前 富士吉田市大明見四百五十三番地		有限会社フロイント塩部薬局	
変更後 富士吉田市大明見六丁目十七番一号		大森歯科医院	
富士吉田市大明見四百五十三番地		医療法人松寿会盛池歯科クリニック	
富士吉田市大明見六丁目十七番一号		津久井胃腸科医院	
同	所在地	甲府市塩部四丁目十四番一号	
		甲府市丸の内一丁目十九番八号丸の内H.Mビル二階	
		上野原市上野原千六百六十三番地	
		南アルプス市加賀美二千八百八十五番地	
		甲斐市美咲一丁目一番二十六号	
		甲斐市大下条千六百番地五	
		甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後藤 藤斎

名 称	所 在 地	名称	ヒロ薬局大けやき店
富士デンタルクリニック	中巨摩郡昭和町清水新居二百九十二番地オーハタウン一階	アイ・デンタル・オフィス	上野原市上野原三千五百四十九番地
		響ストレスケア～こころとからだの診療所	上野原市八ツ沢五百九十六番地五光ハイツB
		アイセイ薬局石和店	甲斐市中下条千九百三十三番地一一二階
		笛吹市石和町八田三百三十番地十八	
		笛吹市下吉田二丁目十五番六号	
		甲府市美咲一丁目十五番六号	
		富士吉田市下吉田二丁目十九番六号	
		甲府市塩部四丁目十四番一号	
		甲府市丸の内一丁目十九番八号丸の内H.Mビル二階	
		上野原市上野原千六百六十三番地	
		南アルプス市加賀美二千八百八十五番地	
		甲斐市美咲一丁目一番二十六号	
		甲斐市大下条千六百番地五	
		甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十五日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
二 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山梨県知事 後 藤

斎

通知の相手方

深沢松次郎

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一二二、二八二の内二四一

深沢孔光

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一八八、二八二の内一八〇、二八八二の内二五二、二八八二の内一八〇、二八八二の内一八一、二八八二の内二八三、二八八二の内三一九

望月博

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一三九、二八八二の内二六四、二八八二の内二七〇

倉本昌洋

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一八九、二八二の内一九七、二八八二の内一九九

深澤博文

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一三一、二八八二の内一三三、二八八二の内二六三

倉本鐵三

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一七九、二八二の内一〇五、二八八二の内二二八、二八八二の内二四七

望月郁勇

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一三七、二八八二の内一九一、二八八二の内二五四、字赤目草里二六四七の内四六、二六四七の内四八

望月唯茂

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一七九、二八二の内一九七、二八八二の内二四九、二八八二の内二五七

深澤嘉一

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一四七、二八八二の内一九四

望月源太郎

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一四七、二八八二の内一九四

深澤喜左エ門

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一四八

望月茂十郎

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一四八

深澤喜左エ門

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一六〇

望月茂十郎

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一六〇

深澤喜左エ門

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一七三、二八二の内一七六、二八八二の内一八六、二八八二的内一〇六、二八八二的内二三三

深澤半左エ門

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二の内一七三、二八二的内一七六、二八八二的内一八六、二八八二的内一〇六、二八八二的内二三三

望月茂十郎

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二的内一八一、二八二的内一八一、二八八二的内一八一、二八八二的内一〇六、二八八二的内二三三

深沢源徳

南巨摩郡早川町新倉字寄間一八八二的内一八一、二八二的内一八一、二八八二的内一八一、二八八二的内一〇六、二八八二的内二三三

望月覺

南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一九六、二八八二の内一九八、二八八二の内二三一、二八八二の内二三七、二八八二の内二四三、字赤目草里二六四七の内四七	望月万之丈
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五四、字赤目草里二六四七の内四九	望月義郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五六、二八八二の内三二〇、字赤目草里二六四七の内五一	望月朝榮
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五二、字赤目草里二六四七の内五二	望月百一
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一七二、字赤目草里二六四七の内五六	深澤貞次郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四一、二八八二の内一四三、二八八二の内二三八、二八八二の内二三九、字赤目草里二六四七の内八〇	望月浩
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八一	深沢喜兵エ
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八二	深沢吉三郎
南巨摩郡早川町薬袋字モモナゴ二二七三	望月勘三郎
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山二三七〇	望月貞良
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山二三七一	望月唯男
南巨摩郡早川町薬袋字上ノ山二三八四	望月朝兵衛ほか八名
南巨摩郡早川町薬袋字大平二〇五八の二	佐野喜平、佐野庄左工門、佐野善兵エ、佐野平右工門、水野幸助、水野平右工門、望月くに、望月源左工門、望月惣

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は択伐による。 早川町（次の図に示す部分に限る）	1 次の森林については、主伐は択伐による。 早川町（次の図に示す部分に限る）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をできることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	3 主伐として伐採をできることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十五号	四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十五号
一 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 平成二十八年一月二十五日	一 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 平成二十八年一月二十五日
山梨県知事 後 藤 南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇七の内二、二七〇七の内三	通知の相手方 深澤盛美

南巨摩郡早川町大原野字篠八一七〇九の内二 向二五三一の内一	南巨摩郡早川町大原野字篠八一七〇九の内三、字中 五四一の内六まで	南巨摩郡早川町大原野字中向一五四一の内二	南巨摩郡早川町大原野字中向一五四一の内三から二 五四一の内六まで	南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六一 ○七の内一	南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六二、字篠八二七 ○七の内一	南巨摩郡早川町大原野字長畑一四四三の一、字中向 二五二七の一、字六呂沢二四一二から一四五まで	南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六三から一四六五 まで、一四六七、字六呂沢二四一八、一四二一〇	南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九六、字六呂沢一 三九二の乙	南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九九	深澤彌吉
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇一、二〇〇二 四一の内一、字日陰畑二六一一の内三、字六呂沢二 四二一	南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇一、二〇〇二 四一の内一、字日陰畑二六一一の内三、字六呂沢二 四二一	佐野勝彦	小菅勝三	深澤友造	深澤彌吉	深澤益清	深澤孝裕	深澤茂長	深澤茂長	深澤彌吉
深澤誠	深澤熊三良	深澤忠作	深澤福治	深沢福治	深澤忠作	深澤忠作	深澤忠作	深澤忠作	深澤忠作	深澤忠作

南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九八、二〇〇六の一、二〇〇七	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九五	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九一の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、字南山二五九三の内一
南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九六の内一、二五六〇六の内一四、字中向二五三八の内二、字南山一五五六の内二、二五六八の内一、二五七八の内九、二五九〇の内一、二五九三の内二、字日陰烟二六一二の内一、二六一三の二	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九三の内一、二五〇六の内一六	南巨摩郡早川町大原野字藤藪一四九三の内一、二五二五七一、二五九七、字中向一五四一	南巨摩郡早川町大原野字南山一五四六、二五四八の内一、二五四八の内二、二五七〇、二五七〇の内一、二五七一、二五九七、字中向一五四一	南巨摩郡早川町大原野字南山一五九二	南巨摩郡早川町大原野字南山一五九六、二五九七の内二	南巨摩郡早川町大原野字南山一五五六の五	南巨摩郡早川町大原野字南山一五五四の内二	南巨摩郡早川町大原野字南山一五五九の内二、字篠八二七〇八の内三
望月惣誠	望月長吉	深沢由作	望月仁士、望月ともじ	深沢義忠	白木詠子			
佐野勝延	深沢富吉							
佐野義隆	川口良子	佐野富茂	望月義光	大野實良				

南巨摩郡早川町大原野字南山二五六五の内一 南巨摩郡早川町大原野字南山二五六七の内二、二五 九五	佐野市勝、望月栄左衛門	四〇九	
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七二の内二 南巨摩郡早川町大原野字南山二五七九の内三 南巨摩郡早川町大原野字南山二五七九の内七 南巨摩郡早川町大原野字南山二五九〇の内二 南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六の内一 南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙二、字日 陰畠二六一二の内一 南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙三、二五 五六の内一、字中向二五二八の一、二五二八の内一 南巨摩郡早川町大原野字日陰畠二六一〇、二六一〇 の六 南巨摩郡早川町大原野字日陰畠二六二六 南巨摩郡早川町大原野字日陰畠二六一四の四 南巨摩郡早川町大原野字日陰畠二六一四の一〇 南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇一、二四〇六 内一、二四〇七、二四〇八、二四〇八の内一、二	深沢義平 望月信逸 深澤孝策 望月角左工門 望月直教 望月吉十郎 望月誠一 望月義勝 深沢行彦 望月吉兼 望月又次 深澤藤吉 望月君晴 深沢源三郎	南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇二、二四一六、 字藤敷二四九六の一 南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一九 南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九二の二 南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一七 望月文左工門 望月三男	望月正康

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
三 變更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、択伐による。 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	早川町（次の図に示す部分に限る。）
3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県厅及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十六号	

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県厅及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番